

伊賀市議会研究研修報告書

伊賀市議会議長 近森正利様

報告者

議員名 西口和成

研修会名

第18回全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州
一統一地方選挙の検証と地方議会の課題一

日時

令和5年10月25日13時20分～16時40分
令和5年10月26日9時～11時00分

場所

西日本総合展示場新館（福岡県北九州市小倉北区浅3-8-1）

<一日目>

第一部：基調講演「躍動的でワクワクする市議会に」

大正大学教授兼地域構想研究所長 片山善博氏

基調講演は、元鳥取県知事で大正大学教授である片山善博氏です。まず、片山氏は、地方議会をめぐる現状とこれまでの地方議会改革を検証するというテーマから話をされた。内容は、今地方議会は、岐路に立っている。地方自治体の政策推進は二元代表制である首長に執行権があるが、その決定をするのは議会である。議員として責任をもって慎重に議論して修正や時として否決も視野に入れて決定をしてほしいという趣旨であった。そういう意味においては、議会の重要性が大いにあると感じた。地方自治法には、議会は最高決定機関であることが明記されているが、それが薄れてきている。このことは、住民の議会についての関心の低下がある。そのためしっかりと自覚をもって、きっちりと議論をしてもらいたいと言われていた。ご自身の鳥取県議会の体験で、提案した議案を議会が修正したことが多くあった。それは各自治体において、首長と議会の信頼関係やコミュニケーションに大きな差があり、多くの議会において理想は、そうであってもなかなか困難なものであると感じた。次に、日本の地方議会に欠けている事は何かというテーマを話された。まず、議場における公開が欠けていること。つまり、もっと住民に公開して議会と住民との距離を縮めていかなければならない。また、真剣な議論をしなければならないと言われていましたが、伊賀市においては、議場の公開は新庁舎になって多くの市民の傍聴も増えて活発な議論を行っていると感じます。また、予算案などにおいて真剣な議論をしていないのではないかとと言われていましたが、これは、伊賀市においては、十分なチェックと議論がなされていると思います。また、財政破綻にならないように税の議論をしていないとも言われていた。それは、予算不足時に増税の議論をしていないのではないかとという話です。北海道夕張市住民の代弁者である議員はその議論においては困難なものであると思いました。また、海外の地方議会の例を出され、欧米に比べて住民の声が聞こえないと言われていました。次に、現行の議会の権限を活用したもっと積極的に取り組むべきことというテーマで、議案を丁寧に審議することや理事者の説明を鵜呑みに信用してはいけない。その説明のウラを必ずとって誘導されないようにすることが大事である。そして、議員はも

6.3.31

っと教育委員会に様々な課題解決(不登校やいじめ問題、教師における仕事の負担軽減や成り手不足などの課題)のために、市教委と県教委との調整を議会として対応していくことが望まれると言われました。また、議会の常識と市民の常識をすり合わせる事が重要である。市民が首を傾げることが無いようにしなければならないと言われていた。最後に、片山氏は、今ふり返って議会に感謝することとして、鳥取県議会で制定された、男女共同参画条例や、議会での育児休暇の推進を挙げています。

第二部：パネルディスカッション「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」

＜コーディネーター＞日本経済新聞編集委員 谷隆徳氏

＜パネリスト＞西南学院大学法学部教授 勢一智子氏、近畿大学法学部教授 辻陽氏、Stand by Women 代表・女性議員のハラスメント相談センター共同代表 濱田真里氏、北九州市議会議長 田仲常郎氏。

谷氏より統一地方選挙を振り返り、自由民主党が道府県議選で過半数を維持したが、依然として投票率は、低下傾向である。41道府県議選41.85%、294市議選44.26%、373町議選55.49%においては、投票率が過去最低を記録。女性議員は増加し、41道府県議会当選者316人で全体の14%で前回より4ポイント増加、最高は、香川県の22%、最低は、大分県の4.7%で大きく差がある。無投票当選が多く、前は8町村だった定員割れが、今回は21市町村に増加、道府県議会565人で全体の25%、選挙区の37%が無投票、市議会では237人で全体の3.6%、町村議会では1,250人で全体の30.3%が無投票と示された。

辻氏より議員のなり手不足問題における小規模自治体の課題を話された。人口規模が大きな自治体では議員報酬だけで生活ができる、つまり「専業化」としてできるが、そうではない自治体では「兼業」しないと生活できない。特に、首長と議会など同じ住民の代表として対峙する「二代表制」としての理想は、議員についても議会活動に専念できる「専業化」の環境を整えることである。実際問題として議員報酬を増額することは困難であり、小規模自治体ほど財政力指数も小さく、一般会計に占める議会費の割合が大きい傾向となる。議会事務局職員の数も小規模自治体ほど少ない傾向にあり、議員による政策調整立案をサポートする機能にも限界がある。政務活動費も小規模自治体では少ないか不支給。そうすると自らの懐から持ち出して議員活動するよりも、何もしない方が手元に金銭が残ることになりかねない。小規模自治体において、議会活動に専念することには相当な困難が生じる。

濱田氏からは、地方議員に対するハラスメントの現状を話された。立候補を検討中、または立候補準備中に有権者、支援者、議員等からハラスメントを受けた人の割合は、全体で61.8%、男性は58%、女性は65.5%であった。また、議員活動や選挙期間中に有権者、支援者、議員等からハラスメントを受けた人は、全体で42.3%、男性で32.5%、女性で57.6%であった。有権者からのハラスメントとして多いものに街頭演説時や不審電話、住所公開によるプライバシー

侵害、つきまとい・ストーカー、SNSでの誹謗中傷、罵倒や叱責があった。現在、ハラスメントに関する条例を制定されている自治体もあるが、条例ごとにハラスメントの対象者はバラバラである。今後、相談体制や議会内のルール作りが重要であり、何か起きた時には、個人で解決するのではなく、解決できる仕組み作りが必要である。政党や各議会での相談窓口や第三者機関の設置などが今後必要となってくるとのこと。また、ハラスメント案件が議会や政党に持ち込まれた際、ルールや基準を設けていない場合、非常に対応が困難になる。近年は、ハラスメント問題に対するメディアや市民の関心が高く、適切な対応がされていない場合、社会的制裁は大きくハラスメント倫理条例等の制定を行い、ルール作りをしていることが重要であると学んだ。

勢一氏は、人口減少社会の本格的な到来が地域にもたらす課題や住民自治の危機などを様々なデータを提示しながら意見を述べた。

田仲氏からは、北九州市議会の取り組みを紹介された。議員とまちを語ろうと言うことで「カフェトーク in 北九州」を何度も企画されている。これはYouTube等での配信もあり、市民に市議会をもっと身近に感じてもらうために、北九州市の課題をテーマに、議員と市民との意見交換会を行っているとのこと。また、「平和のまちスタディーツアー」として議会棟視察を実施し、ドリームサミット中学生議会を行い中学生が模擬議会を行う取組みもしているとのこと。北九州市における議員立法の提示があり、「北九州市商店街の活性化に関する条例」や、「北九州市中小企業振興条例」、「北九州市子どもを虐待から守る条例」等の提示があった。

<二日目>

課題討議「議員のなり手不足問題への取組報告」

<コーディネーター>大正大学社会共生学部公共政策学科教授 江藤 俊昭氏

<パネリスト>登別市議会議員 辻弘之氏、(一社)WOMANSHIFT 理事・目黒区議会議員 たぞえ麻友氏、枕崎市議会議員 永野慶一郎氏。

江藤氏からは、議員のなり手不足の問題を再認識することが重要である。それは、なり手不足で無投票議員となったことは、正当性に疑問がある。投票率の低下とともに民主主義の機能不全である。それにより、政策競争の欠如に陥ってしまうと話された。また、有権者意識の危機から有権者にとっての政策型選挙ができず、また、4年間の議員活動の評価ができないことなど、住民の主権者意識が侵食されている。議会の存在意義が危ぶまれる住民自治において大きな問題を生み出している。その解決策が喫緊の課題である。単に、無投票当選者の増加というレベルにとどまらず、多様化の欠如(年齢構成、性別、職業等)や投票率の低下といった地域民主主義の問題であるとも話された。

辻氏からの取組報告は、北海道は、少子高齢化や過疎化、一人あたりの医療費全国1位、自治体の財政過疎化全国1位など課題先進地である。そのような背景の中で、地方議員養成講座を開講。30年前の運営委員は道内市町議員に加え、大学教授、道庁職員など8名で立ち上げた。なり手不足の要因は、無関心・無理解、報

酬の低さが主なもの。住民からの議員に対する悲観的で抽象的な悪いイメージがあり、より議員のなり手不足に拍車をかけている。このような課題に取り組んでいるとのこと。なり手不足の要因には、北海道新聞全国市町村議長アンケート調査によると地方議員に対しての無関心・無理解45%、報酬問題が33%となっている。また、2023年の統一地方選挙において道内5市48町村が無投票であり、このうち11町村で定数割れとなっている。町村議選の無投票と定数割れは過去最多となった。札幌市以外の道内26市では、議員報酬額と定数超過数の相関関係は0.59であり、定数に対する候補者数の競争倍率で計算すると0.33となる。辻氏によると、この結果は、議員定数が多い所が候補者数も多いことを示しており、定数が少ないところは候補者数が少なくなるという結果を示しているとのこと。やはり身を切る改革といった議員定数削減、報酬削減は「議員のなり手不足を助長する結果」を示していると話された。

たぞえ氏からは女性議員のなり手不足問題について報告された。住所非公開(住民票住所をホームページで公開されてしまうので安心して暮らせない)、旧姓使用(今までなじみがある旧姓使用の難易度が高いので自分らしく働けないことや知名度のある旧姓が使えない場合、当選確率が下がる懸念がある)の2点をあげていた。そこで政策実現できる女性議員を増やし、地方議員を女性のキャリアの選択肢の1つとするため、「ママの議員インターン」を取り入れている。

これは子育てをしている女性を対象に、最低8ヶ月以上の期間、自治体議会議員のインターンを企画している。受け入れ先の議員によって活動内容は、多少異なるがこれによって議会議員とインターン生双方にとって非常に良い効果を生んでいるとのこと。

永野氏から、まず女性や子育て世代の方が議員になるために何が必要かアンケート調査の結果を示された。一番多かった順に、家族の理解、職場の理解、育児・介護休暇制度の充実、休日・夜間議会の導入、議員報酬の見直し、その他になったと提示された。

そして、議員のなり手不足問題を解消するための地方議会への提言として、辻氏は、現在の議員が、担うべき役割として住民自治の実現に向けて多様な価値観が反映される議会を作る必要がある。議会の社会的課題に対する解決能力を上げるためには、議員を育てることにおいて勇退時では遅い。やはり、優秀な人材確保のため上記のキャリアを評価したセカンドキャリアやパラレルキャリア、フリーランスと同程度の社会保障や税制措置が必要と感じるとのこと。

たぞえ麻友氏からは、女性の声を政治につなげていく必要がある。議会において連絡先を議会事務局も選べるようにする。新人議員向けの暗黙のルールを教える勉強会をする。ハラスメント研修をすることの3点を挙げていた。永野氏から、いくつかのアンケート調査の結果を示された。現在の報酬額で議員を目指すかどうかと言うアンケートにおいて(思う、思わない、わからない)、現在の報酬額(275,000円)では、議員を目指そうとは思わないが一番多く43%となった。さらに議員として市民のために頑張りたいかというアンケートについて(ぜひやってみ

たい、条件が揃えばやってみたい、思わない)は、市民のために頑張りたいと思う割合はわずか13%であった。このような結果を受けて、今後、顔の見える議会や顔の見える議員を目指していくことの必要性を提示された。最後に、会場からの質疑応答があり、2日間のフォーラムが終了しました。

議会と市民の双方向性を取り入れた新たなコミュニケーションの試みをいろいろ工夫し考案し先進的な取り組みをしていかなければならない。投票率の向上や議会の存在意義の示し方など各自治体で様々な取り組みの紹介などがあり大変参考になった。

費 用	旅費：	45,900円	研修参加費：	9,000円
	合計：	54,900円		

旅 程 明 細 書

No.

旅行者	所属	伊賀市議会		氏名	西口 和成						
用務名(目的・場所)	第18回全国市議会議長会研究フォーラムin北九州										
	西日本総合展示場 新館(福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1)										
用務従事期間 (時間)	従事 月 日	10 月 25 日		従事 時間	13:20 ~ 16:40						
		10 月 26 日			9:00 ~ 11:00						
		月 日			~						
出張 月 日	出発地 (出発箇所)	交通 用具	到着地 (到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小 計	日 当	宿泊料	夕食代	朝食代
路程	運 賃	急行料金									
10月25日	伊賀神戸	近鉄	鶴橋	km 74.4	円 1,290	円 920	円 2,210	円 1,500	円	円	円
	鶴橋	JR	新大阪	11.5	8,910		15,140				
	新大阪	新幹線	小倉	555.1		6,230					
10月26日	小倉	新幹線	新大阪	555.1	8,910	6,230	15,140	円	円	円	円
	新大阪	JR	鶴橋	11.5							
	鶴橋	近鉄	伊賀神戸	74.4	1,290	920	2,210				
計							円 34,700	円 1,500	円 8,000	円 1,700	円
							合計	45,900 円			

※伊賀神戸から大阪難波まで近鉄特急を利用し、なんばから新大阪間について地下鉄を利用したが、最も経済的な通常の経路とする為、上記経路で算出。復路も同様に算出。

領収書等添付用紙	議員名	西口和成
調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)		

項目ごとに領収書添付

- ・領収書等は情報公開に備えて、重ならないように添付すること。
- ・両面になっているものは、全面に糊付けせずに裏面が確認できるように添付すること。
- ・A4以上の大きさに貼り付けるのが適当でないものはそのまま添付すること。
- ・足りない場合は、裏面を利用せずに新しい用紙へ添付すること。

領収書

No. 20813311

Receipt 自署川上善幸北森徹西口和成様

領収年月日 2023.10.7

決済区分 現金

金額 ￥6,870-

(10%対象¥6,245-) 消費税¥625-

(8%対象¥0-) 消費税¥0-

購入商品 乗車券等 Tickets 印紙税申告納

近畿日本鉄道株式会社 付につき天王寺

(T5120001183629)

23-10-7 14:17:44 領神戸208

税務署承認済

10/25 行き 伊賀神戸 → 大阪難波
 1370円 + 特急券 920円 = 2290円
 2290円 × 3名 (川上議員 北森議員 西口議員) = 6870円

領収書

川上善幸

北森徹

西口和成 様

Receipt

領収年月日 2023.10.7 登録番号: T1120001059675

金額 ￥90,840 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(30031 12枚)

西日本旅客鉄道株式会社

伊賀上野駅F1発行 40032-02

印紙税申告納

付につき大淀

税務署承認済

10/25, 26 往復
 行き 新大阪 → 小倉
 8910円 + 6230円 = 15140円
 帰り 小倉 → 新大阪
 8910円 + 6230円 = 15140円
 30280円 / 30280円 × 3名 (川上議員 北森議員 西口議員) = 90840円

領収書

No. 30004678

Receipt 自署川上善幸北森徹西口和成様

領収年月日 2023.10.26

決済区分 現金

金額 ￥2,760-

(10%対象¥2,509-) 消費税¥251-

(8%対象¥0-) 消費税¥0-

購入商品 乗車券等 Tickets 印紙税申告納

近畿日本鉄道株式会社 付につき天王寺

(T5120001183629)

23-10-26 19:42:31 上本町300

税務署承認済

10/26 帰り 大阪難波 → 伊賀神戸 特急券 920円
 920円 × 3名 (川上議員 北森議員 西口議員) = 2760円

領収証原本は 川上議員の領収証に添付

領 収 書 等 添 付 用 紙

議員名

西 口 和 成

調査研究費・☒研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に○をつけてください。)

項目ごとに領収書添付

- ・領収書等は情報公開に備えて、重ならないように添付すること。
- ・両面になっているものは、全面に糊付けせずに裏面が確認できるように添付すること。
- ・A4以上の大きさに貼り付けるのが適当でないものはそのまま添付すること。
- ・足りない場合は、裏面を利用せずに新しい用紙へ添付すること。



感動のそばに、いつも。

領収証 RECEIPT

伊賀市議会 西口 和成 様

登録番号 : T8010701012863

No. 2023-8792-00650

発行日 : 2023年11月30日

下記の金額正に領収いたしました。

¥ 8,000*

株式会社JTB
北九州支店
北九州市小倉北区堺町1-1-1
JTB小倉ビル7階 〒802-0005

2023年10月25日～2023年10月26日

但し 宿泊代金として

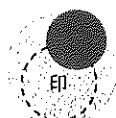
(第18回全国市議会議長会研究フォーラムin北九州)

※軽減税率対象

取引日	品名	単価	利用数	金額	備考	消費税
	宿泊代金	¥8,000	1	¥8,000		10%
合計				¥8,000		
代金計				(税込)	うち消費税	
				¥8,000	¥727	
				(10%対象)	¥8,000	¥727

Amarysにより11月16日、銀行振込にて入金

出納責任者	
取扱者	



収入
印紙

領収個所名、領収印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

領 収 書 等 添 付 用 紙

議員名

西 口 和 成

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に○をつけてください。)

項目ごとに領収書添付

- ・領収書等は情報公開に備えて、重ならないように添付すること。
- ・両面になっているものは、全面に糊付けせずに裏面が確認できるように添付すること。
- ・A4以上の大きさに貼り付けるのが適当でないものはそのまま添付すること。
- ・足りない場合は、裏面を利用せずに新しい用紙へ添付すること。

第18回全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州

令和5年10月23日

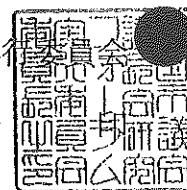
伊賀市議会 西口 和成 様

参加費領収書

東京都千代田区平河町2-4-2

第18回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

委員長 坊 恭 寿



金 9,000 円 (消費税対象外)

第18回全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州の参加費として、

令和5年10月25日・26日開催(北九州市)

第18回

全国市議会議長会 研究フォーラム



日本新三大夜景都市全国1位

令和
5年

10月25日^[水] ▶ 26日^[木]

13:00～(開場・受付11:30～)

9:00～(開場8:15～)

西日本総合展示場
新館

福岡県北九州市小倉北区
浅野三丁目8-1

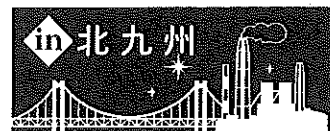
大会テーマ
統一地方選挙の検証と
地方議会の課題

■主催: 全国市議会議長会 ■後援: 総務省
■協賛: 全国市議会議員互助会、(有) 都市企画センター
■実施: 第18回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

みらいつなぐ北九州 60th

第18回

全国市議会議長会 研究フォーラム



日本新三大夜景都市全国1位

— 統一地方選挙の検証と地方議会の課題 —

資料集

開催日: 令和5年10月25日(水)・26日(木)

場 所: 西日本総合展示場 新館

主催: 全国市議会議長会 後援: 総務省 協賛: 全国市議会議員互助会 (有)都市企画センター
実施: 第18回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

躍動的でワクワクする市議会に

大正大学教授・地域構想研究所長 片山善博

住民の関心が高い

○地方議会をめぐる現状とこれまでの地方議会改革を検証する

議決機関と執行機関

DX化 = デジタルを推進している

地方自治法9条

しっからりと変えること

議会基本条例と制定して → 住民の関心がある？

○日本の地方議会に欠けていることは何か

・議場での真剣な議論がない(公開の場) → 議案審議 修正予算

・税の議論をしていない(現行は町民が) ⇒ 税率14.7% (国定税率) 町民税6%

・住民の声を聞く機会がない、聞けず(発言の機会がない) 議会に議案提出

市民公聴会

○現行の議会の権限を活用してもっと積極的に取り組むべきこと

・議案と予算に審議する・公聴会の新しい制度を作る(裏と表)

・了けたり、審議する(議会)・教育委員会(義務教育) 疲弊している(教師) → 教員不足

教育委員の責任、地方自治の教員採用、教育委員会の中で

○議会の常識と市民の常識をすり合わせる - 市民が首を傾げることは

○今ふり返って議会に感謝していること

財政同僚会(議員会) 島根県

女性管理職全国1位 男性比率を減らしている 4:620

女性管理職比率取得率1位 → 議会に報告して(各自治体)

参考文献

片山善博『知事の真贋』文藝春秋、2020年

片山善博『片山善博の自治体自立塾』日本経済新聞出版社、2015/年

伊賀市議会研究研修報告書

伊賀市議会議長 近森正利様

報告者

議員名 西口和成

研修会名 議会運営マスター講座

日 時 令和6年2月20日14時～17時00分(オンライン)
令和6年2月21日10時～17時00分

場 所 第一イン池袋(東京都豊島区東池袋1-42-8)

【研修の成果】

「本会議運営、委員会運営、協議等の場、公聴会・参考人、再議、専決処分、長に対する不信任議決、意見書・請願・陳情、懲罰・資格決定等」

議会内における事象を基礎から法律や条例などから分かりやすく解説してくれる講座である。議会ができることとして、①議事機関としての役割、委員会の傍聴・ライブ配信・会議録の開示、施策によって優先順位をつける、②住民の代表機関としての役割 議会報告会や意見交換会の開催や議会によるパブリックコメントの実施、③立法機関としての役割 団体意思決定議案の提案、④監視機関としての役割、予算・決算・契約等の議決権限を有する案件の審議等によるチェック、議決権は、議会に付与された意思決定権限、議会が有する調査権は、事務検査権、監査請求権、100条調査権がある。意見書・請願等に議会ができることは、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会又は関係行政庁に提出でき、国又は地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項について、希望することを述べるができる。意見書の提出は、令和6年4月1日から電子メールも可能になった。資格決定、懲罰の判断と留意点等で議会は、議事機関と住民の代表として、立法機関としての役割、議決権限を有する案件の監視機関の役割等、権限と制約がある中、大きく変化する生活環境、経済状況、自然災害等により果たすべき役割は増大している。

地方議会議事運営に適用される主な法令として、議会組織・運営権限の根拠は、地方自治法(憲法92条)、本会議・委員会等の議事手続きは会議規則(地方自治法120条)、委員会の権限に関する根拠は委員会条例(地方自治法109条)、議会の傍聴に関する手続きは傍聴規則(地方自治法130条)、地方自治法の解釈は、行政実例が適用される。地方自治体ごとに議会運営のルールがあり、議会先例集や議会例規集を確認する必要がある。

委員会とは、議会組織の内部において原則として議会の構成員の一部をもって、会議体を構成し、議会の権限の一部を分担する組織。常任・特別・議会運営の3種類があり、根拠規定は、地方自治法109条第1項。常任委員会とは、原則として執行機関の部門別または事項別に所管をもち、その所管に属する事務について本会議から付託された議案や請願などを詳細に審査。自主的に調査をする権限を有した常設委員会のこと。設置個数に制限はなく、根拠規定は、地方自治法109条第2項である。本会議とは異なり執行部の委員会への出席義務規定はない。また、委員

会の時間に関する規定もない。複数の委員会に所属が可能。予算説明会や予算委員会で資料提出を求めることができるが、執行部側は、提出する義務はない。しかし、提出しないと十分な審議ができないため否決や予算の減額や削除をされるおそれがある。「議事進行」の使い方は、国会での議事を進めてくださいという意味の使い方もある。議事進行発言は、一人でも可能であり、その時々において議長の判断に委ねられる。

請願と陳情についての違いは、紹介議員の署名があるものが請願、無いものが陳情。請願は、同一内容であっても提出者が変われば、何度でも提出が可能であり、委員会審査で否決されても本会議で上程が可能である。形式や手続きが整っていれば、内容に関わらず議長は必ず受理をする義務がある。常任委員会に付託する場合、請願文書表を配布した時をもって議題となったと判断。

議長の不信任決議案と信任決議案の同時上程に関しては、不信任決議案が可決された場合、信任決議案は、結果が出ているため審議を行わない。決議と動議については、決議の書面が提出されたもので、修正が可能であり、動議は、口頭で会議の参加者に賛同者がいるかを確認し、取り扱いを諮らなければならない。会期中であれば、議長采配で審議を行う。オンライン議会については、本会議は実施できないが、委員会や一般質問では可能であるが、通信状況などの対策が必要である。定例会での付議事件は、広く地方行政全般にわたって審議するため制約はない。臨時会では、目的別で必要がある場合において特定の事件に限り審議をする。通年会期と通年議会があり、通年会期は、原則として365日であり、招集回数は、選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に1回のみ。定例会の設定や会期日の設定など法律上の制約が大きい。通年議会の会期は、365日以内の議会の議決で定めた日数で、任期中の招集回数は、原則年1回の計4回である。年1回定例会を招集し、長期にわたる定例会の会期を設定した議会や法律上制約を受けない議会であるため自由度が高い。会期については、いくらでも延長ができるが、その日の会議延長は、午後12時までしかできない。

本会議を開催するにあたり、必ず議事日程が必要であり、議事日程が無ければ会議を開催できない。一度、議長が本会議を開催すると議事日程に会議が拘束され、日程の追加、変更などは議長権限で行えず、議会の議決が必要になる。継続審議も議決が必要。議長任期については、申し合わせ事項に明記されている場合、例えば任期1年であっても再任を妨げない。しかし、このことを理由に辞任しなければ、他議員の印象が悪くなり、信用失墜につながるおそれ。指名推薦において一人でも反対があれば、記名選挙になる。例として立候補をしていない議員が当選したこともある。問責決議については、市長や教育長などの特別職以外に、一般職である部長や課長などに対しても可能。秘密会については、傍聴可能である。

法律上の意制約がある中、伊賀市でも先進的な取り組みもあるが、反問権の行使方法など一般的ではない部分もある。議会に与えられた権限をしっかりと行使できるようにしていきたいと実感した。

費用

旅費：35,690 円 研修参加費：35,000 円 合計：70,690 円

旅程明細書

No.

旅行者	所属	伊賀市議会		氏名	西口 和成	
用務名(目的・場所)	議会運営マスター講座					
	令和6年2月20日オンライン、令和6年2月21日東京都豊島区東池袋1-42-8(第一イン池袋)					
用務従事期間 (時間)	従事 月日	2 月 20 日		従事 時間	14:00 ～ 17:00	
		2 月 21 日			10:00 ～ 17:00	
		月 日			～	

出張 月日	出発地 (出発箇所)	交通 用具	到着地 (到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小 計	日当	宿泊料	夕食代	朝食代
				路程	運 賃	急行料金					
2月20日	伊賀市		名古屋	km	円	円	円	円	円	円	円
	名古屋	新幹線	東京	366.0	6,380	4,720	11,100				
	東京	JR	池袋	12.3					9,600	1,700	
2月21日	池袋	JR	東京	12.3	6,380		10,890	1,500			900
	東京	新幹線	名古屋	366.0		4,510					
	名古屋		伊賀市								
計							円 21,990	円 1,500	円 9,600	円 1,700	円 900
							合計	35,690 円			

※伊賀市～名古屋間の交通費については政務活動費請求しない。

領収書等添付用紙	議員名	西口和成
調査研究費・ <u>研修費</u> ・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費		
(該当項目に○をつけてください。)		

領収書 西口和成様
Receipt
領収年月日 2024.-2.20 登録番号: T3180001031569
金額 ¥11,100 (消費税等込み) 税10%

(クレジット扱い)
購入商品 JR乗車券類
(60538 1枚)
東海旅客鉄道株式会社
名古屋MV623発行 00539-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

ように添付すること。
ずに裏面が確認できるように

ないものはそのまま添付すること。
用紙へ添付すること。

領収書 西口和成様
Receipt
領収年月日 2024.-2.21 登録番号: T9011001029597
金額 ¥10,890 税10%

(クレジット扱い)
購入商品 JR乗車券類
(20156 1枚)
東日本旅客鉄道株式会社
池袋駅VF17発行 30157-02

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領収証

No. _____

西口和成様

令和6年2月20日

金額

¥35,000

内

消費税等

現金

但 2月20日(オンライン)セミナー・21日セミナー受講料として /
上記正に領収いたしました

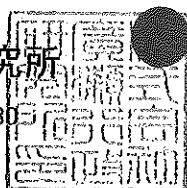
収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号 T2011001095530



係

領収書等添付用紙	議員名	西口和成
調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)		

領収書

再発行(1)

発行 No.2409378071

表示日: 2024年3月29日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 西口和成 様

金額 10%対象
¥9,600- (税込・サ込) 内消費税額 ¥872
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 0AKQ751M

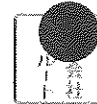
ご利用施設 スーパーホテルPremier池袋天然温泉 奥湯河原美肌の湯
(じゃらんnet)

宿泊日 2024年2月20日より 1泊

決済日 2024年2月11日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社リクルート

〒100-6540

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウビル5階

登録番号: T5010001149426

ご利用明細書

発行 No.2409378071

表示日: 2024年3月29日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2024年2月20日(火)	0AKQ751M	スーパーホテルPremier池袋天然温泉 奥湯河原美肌の湯	1	1	1

宿泊代表者氏名

西口 和成 様

議会事務局職員のための

オンデマンド

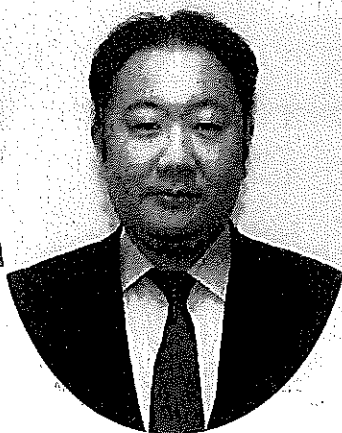
議会運営マスター講座

2月20日(火)～2月21日(水)

14:00～17:00

10:00～17:00

in 東京



講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

1. 本会議運営

- (1) 定例会・臨時会・通年会期 (2) 議長等選挙 (3) 招集
- (4) 会期 (5) 定足数 (6) 議事日程 (7) 議案等の訂正・撤回
- (8) 動議と議事進行発言 (9) 発言の取消・訂正 (10) 質問・質疑
- (11) 修正の動議 (12) 討論 (13) 表決 (14) 議員派遣
- (15) 会議録 (16) 本会議の公開

2. 委員会運営

- (1) 常任・特別・議会運営委員会の役割 (2) 委員の選任・辞任
- (3) 正副委員長の互選 (4) 委員会招集と議事運営 (5) 再審査・再付託・中間報告 (6) 委員外議員 (7) 所管事務調査と活用手法
- (8) 委員派遣 (9) 閉会中の継続審査等 (10) 委員会記録の取扱い
- (11) 委員会の公開

3. 協議等の場

4. 公聴会・参考人

5. 再議

6. 専決処分

7. 長に対する不信任議決

8. 意見書・請願・陳情

9. 懲罰・資格決定

10. その他

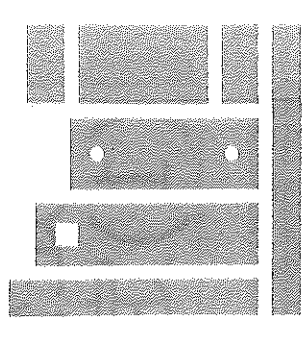
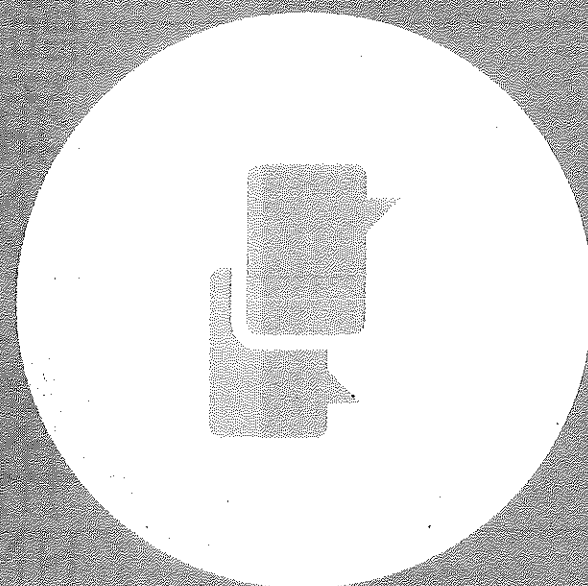
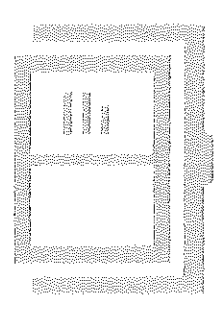
(株) 廣瀬行政研究所

資料請求については、執行部次第

地方自治法では、91項
100条

伊賀市会議規則 60条
議事進行について

。先例、慣例、市議会の先見性が必要。



議会運営マスター講座

(株)地方議会総合研究所
廣瀬和彦

(7) 動議の成立

→ 確認が受

一般的な動議の成立

一般的には会議の途中において、
動議の発議が行われた後に、議長が当該動議に対する賛成者の数を確認し、提出要件を満たしたときに成立する

案が受(会議規則)

様式による動議(修正の動議・ 懲罰動議)

議長に要式の動議が提出されたときにをもって動議が成立する

☆発言取り消し留保宣告の活用

● 発言取り消し留保宣告

議長が議員の発言が不穏当発言がどうか直ちに判断がつきやすいものについて、後刻速記を確認して必要に応じて発言を取り消すことができる宣告→必ずしも取り消すとは限らない。また、会期中に発言取り消し留保宣告をすれば、閉会中においても適宜議長において留保宣告に基づく発言取り消し命令を出すことが可能

閉会中も措置できる

発言取り消し留保宣告の次第

【議長の取り消し留保宣告】

先ほどの○○議員の発言につきましては後刻速記を調査のうえ議長において適宜措置いたします。

(11) 表決の訂正

表決の訂正

議員が表決の問題に対してなした意思表示を改め直すこと

表決の訂正を認めない理由

議員による表決は議会の機関意思を形成するための合同行為であると同時に会議における審議の結果出された最終的な意思表明である。このため、一度なした表決を訂正することができるとすると、議会の議決が確定せず法的安定性が著しく欠けることとなり、また一度形成された議会の意思を覆すことを認めることとなり、ひいては議決機関として議会の権威を失墜させ、議事の混乱をもたらすから。

【会議規則75条】 議員は、自己の表決の訂正を求められない。

伊賀市議会